

被害者が少年審判を傍聴することには反対です。

# 「犯罪被害者等の少年審判傍聴」 ここが問題 Q & A

いま、被害者による少年審判の傍聴を認める少年法「改正」が行われようとしています。

日弁連は、2007年11月、「犯罪被害者等の少年審判への関与に関する意見書」をまとめました。そこでは、少年の立ち直り支援を目的とする少年法の非公開原則などに照らし、被害者等の少年審判の傍聴については、少年の健全育成に資する場合に限り、裁判長が現行の少年審判規則29条で審判への在席を認めれば足りる、と提言しています。

このパンフレットでは、被害者等による少年審判の傍聴を一般的に認めることに、日弁連が反対する理由を説明します。

日本弁護士連合会

**Q1** 被害者等が少年審判を傍聴することに、どのような問題があるのですか。

**A1** わが国の少年法は、非行をおかした**少年の健全育成**を目的とし、少年を**立ち直らせ再び非行に走ることがない**ことを目指しています。そのことが、**新たな被害の発生をくい止め、社会の安全と利益**につながります。そのために、少年司法は、非行事実の認定のみならず、非行をおこすに至った背景・要因を深く調査・分析し、その原因に対して福祉的・教育的手当をします。それこそが、刑事司法と異なる少年司法の特質です。

少年司法の理念を現実のものにするために、少年法 22 条は、「審判は、懇切を旨として、なごやかに行う」としています。これは、事件をおこした少年が成長過程や資質・性格に大きな問題を抱えていることを踏まえ、まず少年からその**悩みや不満を聴き取り、受け入れる**ことが重要であることを示しています。そのプロセスを経て、はじめて少年は自らがもたらした**被害に向き合う**ことができるようになり、**内省を深める**ことができます。少年法 22 条は、少年非行の現実と少年の立ち直り支援の実践から導かれてきた法則ともいえるものです。**少年審判の非公開原則**や**狭い審判廷で少年と裁判官が対話するという審判構造**は、全てこの法則を基礎においた少年司法の理念、目的から導かれています。

わが国は、この少年司法の理念と目的を堅持し、**成果**を上げてきました。

わが国の少年司法は、世界的にみても良く機能しており、**いわゆる先進諸国のなかでも、少年非行がきわめて少ない**と評価されています。わが国の少年司法の理念は、子どもの権利条約や国連の少年司法最低基準規則に適合するものであり、更に豊かに充実させる必要があります。これを後退させることは、**少年非行防止の効果的施策や社会の安全の視点**からも誤りです。

被害者等の傍聴が審判にもたらす影響は、次のとおり大きく、少年司法の理念と目的を大きく損なうおそれがあります。

- ①審判廷は刑事法廷の 5 分の 1 程度の広さしかなく、また付添人弁護士がついていないこともあります。その少年審判に被害者等が同席すれば、少年が萎縮してしまい、心を開いて語ることを妨げます。その結果、子どもの更生を妨げ、事実関係が明らかにならないこともおこりえます。
- ②調査官、付添人などの関係者は、少年と親族のプライバシーに配慮せざるを得なくなり、要保護性（資質、成育歴、養育環境など）に関する資料を審判に出しにくくなることから、裁判官が適切な処分を選択することが困難になります。
- ③裁判官は、被害者等の傍聴を意識して、少年の心情に配慮する発問をためらうようになり、その結果、懇切を旨とする審判の教育的・福祉的機能が後退し、審判の運営が刑事裁判化します。
- ④事件から時間がそれほど経過していない段階で審判が開かれることから、少年の発言や態度によって被害者等がさらに傷つくこともありえます。
- ⑤狭い審判廷内で被害者等と少年との間でトラブルが発生するおそれがあります。
- ⑥審判で見聞したことを被害者等がインターネットなどで外部に漏らす可能性は、記録の閲覧・謄写よりもはるかに大きくなり、少年の更生を損なうことになります。

**Q2** 特に14歳未満の少年の事件について、傍聴の対象から除外すべきと主張しているのは何故ですか。

**A2** 被害者等が傍聴することにより低年齢の少年が萎縮する可能性は一般的・典型的に高いと言えます。なかでも、14歳未満で重大な事件をおこした少年ほど、被虐待体験を含む複雑な生育歴を有していることが多く、人格形成が未熟です。そのため、被害者等が傍聴すると、少年は審判での発言をためらうようになり、少年の更生にとってマイナスの影響が大きくなります。

**Q3** 被害者の事実を知りたいという要求は、尊重すべきではないのですか。

**A3** 被害者が加害者の少年についての情報を知りたいと希望することはもっともです。この観点から、**2000 年少年法「改正」**において、被害者等に対し、**記録の閲覧・謄写**（少年法 5 条の 2）、**意見の聴取**（少年法 9 条の 2）、**審判結果の通知**（少年法 31 条の 2）の各制度を新設しました。その他にも、**警察、検察からの被害者等への通知制度、保護観察や少年院送致になった少年についての被害者等への情報開示制度**などが導入されています。

今なすべきことは、各関係機関が被害者等に対し、被害者等による記録の閲覧・謄写、被害者等の意見聴取、審判の結果通知の**各規定の存在をさらに丁寧に知らせ、これを被害者等が活用する支援態勢を整備**することです。あわせて、犯罪被害者に対する早期の経済的、精神的支援の制度、および国費による被害者代理人制度を、すみやかに拡充ないし新設すべきです。

また、**被害者等の申出により、事実関係や処分結果を家庭裁判所調査官が説明する制度の規定を新設**することは検討に値します。

しかし、**被害者等が少年審判を傍聴する制度の新設は、少年司法の理念・目的に重大な変質をもたらすおそれ**があります。

2000 年  
法改正前



被害者が望んでも

~~記録の閲覧・謄写  
意見の陳述  
審判結果の通知~~

2000 年  
法改正後



被害者が望んだら

記録の閲覧・謄写  
意見の陳述  
審判結果の通知